

第3回会合におけるプレゼンテーションに対する追加質問等について
(ボーダフォン株式会社)

平成18年2月22日

「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」第3回追加質問一覧表

■ボーダフォン(株)

質 問	回 答
<p>1. 指定電気通信設備を所有する事業者による「FMC サービスなどの統合サービスを提供する場合に備え、公正競争を確保するための厳格な条件整備が必要」(同社資料 p.3)であると主張されていますが、具体的にどのような条件整備が必要であるとお考えですか。</p>	<p>指定電気通信設備を所有する事業者において、自社内の関係部門もしくは自社グループ内の事業者と、他の接続事業者との取り扱いを公平にすることは最低限の条件であると考えます。例えば、統合サービス提供時の取引価格、申込み手続き、納期、サービス提供開始時期等に関する取り扱いを自社内もしくはグループ内の事業者と他事業者とで同条件とすることは、事業者間の公平な競争を促進する上で必須であると考えます。また、指定電気通信設備を有する事業者が行う統合サービスの営業においては、特定の事業者のみを優遇することのないよう当該事業者において厳格なファイアウォールを設定するなどの処置も必要であると考えます。</p>
<p>2. 指定電気通信設備の接続会計について、「費用分計方法などを精緻化するとともに、指定電気通信設備の範囲の見直しにあわせて、適宜適用範囲の見直しを行うべき」であると主張されています(同社資料 p.3)が、現行の接続会計がどのような点で問題であり、その是正のためにどのような措置を講じることが必要と考えておられるのか、具体的にご教示ください。</p>	<p>IP 化の進展に応じて、共通費用を既存網と IP 網との間でどのように配賦するのが適正であるのかについて慎重に検討する必要があると考えます。具体的には、共通設備の範囲及び共通費用の配賦方法などについて、詳細な議論が必要であると考えます。また、IP 化の進展により、複数のサービスで共有する設備の割合が高まることが想定されることから、サービス別の収支の作成及び公表の義務化などの対応についても検討して頂きたいと考えます。そうした議論が不十分なまま、仮に共通費用の既存網への配賦が不当に過大なものとなり、その結果として IP 網に係る費用の一部をユニバーサルサービス基金から負担するような状況に至ることは不合理であると考えます。このように、第一種指定電気通信設備設置事業者の会計は、接続料やユニバーサルサービス制度など様々な面で競争政策に影響を及ぼす重要なポイントであるため、この点については十分な議論を行う必要があると考えます。</p>
<p>3. 「指定電気通信設備制度に関する行為規制の在り方について見直しを行うべ</p>	<p>IP 化の進展により、レイヤーを跨ったビジネスモデルの登場が活性化すると想定</p>

<p>き」(同社資料 p.4)と主張されていますが、現行の行為規制のどのような点が不足しており、そのような追加的な行為規制を課す必要があるとお考えか、具体的にご教示ください。</p>	<p>されます。例えば、指定電気通信設備を有する事業者が、コンテンツレイヤー、プラットフォームレイヤーなどの上位レイヤーに進出し、その市場支配力を拡大していくことや、通信サービスレイヤーにおける支配力をさらに高めることなどが考えられます。このような行為は、IP 化の時代において、電気通信事業の公正な競争環境を阻害する可能性があり、注意が必要であると考えますが、現行の指定電気通信設備制度においては、指定電気通信設備を有する事業者がこのような電気通信事業分野以外に働きかける行為に対する規制について十分に担保がなされていないものと考えます。</p> <p>例えば、指定電気通信設備を有する事業者が、コンテンツレイヤー、プラットフォームレイヤーにおいて優位な地位にある事業者に対して出資もしくは業務提携を行うことを禁止したり、上位レイヤーにおけるサービス提供を行う場合には、レイヤー間の機能のオープン性を確保させたり、レイヤー間の各種ファイヤーウォールの設置を義務付けるなどの対応が必要であると考えます。</p> <p>また、こうした行為規制に関する検討に関連して、現行の指定電気通信設備に着目した規制体系を、欧州のような市場支配力自体に着目した規制体系に移行させることについても検討して頂きたいと考えます。</p>
<p>4. IP 化の進展によって接続形態の多様化が進展すると見込まれる中、「市場支配力を有する事業者が、接続交渉においてその影響力を濫用することを回避すべく、IP 網の接続に関する最低限のルール化が必要」(同社資料 p.5)であると主張されているが、具体的にどのようなルール化が必要であると考えておられるのか、ご教示ください。</p>	<p>ピアリングやトランジットの接続においては、事業者間精算において、より有利な立場にある事業者がその立場を利用した交渉を行っている例も存在している模様であり、このような状況が発生することを回避するために、市場支配力の濫用を回避する観点での、IP 網の接続における事業者間精算に関する最低限のルール作りが必要と考えます。具体的には、標準的な事業者間精算手順の策定、事業者間精算料金をコストオリエンテッドとすることなどの基本原則の整備、IP 網における支配的事業者の接続料に関する規制(総務大臣の認可制や接続約款の公表義務など)の継続などのルール設備について検討して頂きたいと考えます。</p> <p>また、ルール化に際しては必要に応じて、法制度の整備やガイドラインの策定などの対応をお願いいたします。</p>

<p>5. 新しい料金体系への対応として、「消費者や事業者から問題となる行為等について申告を可能とする制度を拡充することで対応すべき」(同社資料 p.6)と主張されていますが、具体的にどのような制度を構築(又は拡充)することを想定されておられるのか、ご教示ください。</p>	<p>総務省殿や、公正取引委員会殿への意見申し出制度を拡充して頂くことを想定しています。例えば、これらの制度における意見申出手続きを簡素化するなど、より使い易いものとするのが考えられます。また、申し出があった場合には、問題の拡大を防ぐ為にも迅速な処置が望まれるところであり、早期対応可能となるよう専門部署の設置や人員の確保に加え、総務省殿と公正取引委員会殿の連携を強化することなどの対策を講じて頂きたいと考えます。</p> <p>加えて、事前防止策として、総務省殿と公正取引委員会殿が共同で作成されている「電気通信分野における競争の促進に関する指針」において、IP 化の進展により発生すると想定される問題行為を追記・明文化して頂くことも有効であると考えます。</p>
<p>6. 「インフラ構築事業者が確実にコスト回収できるとともに、設備構築に向けたインセンティブが働くようなルール作りが必要」(同社資料 p.7)と主張されていますが、具体的にどのような方策が考えられるのかご教示ください。</p>	<p>IP 化の進展により、今後レイヤー間の融合が加速化することも想定されますが、コンテンツレイヤーや通信サービスレイヤーなど、物理網レイヤー以外の事業者が、他社のネットワークを利用して自社のサービスを提供する場合には、ネットワークの利用に対して正当な対価が支払われない場合は、インフラ構築の意欲は減退する恐れがあります。よって、インフラ構築事業者が、確実にコスト回収できるルール作りが必要であると考えます。</p> <p>当社においても十分な検討ができていない訳ではありませんが、例えば、一つの案としては、通信網増強による追加コストが発生した場合には、原則としてその費用発生を創出した原因者に対し当該費用の負担を求めるという方策が考えられますが、実現可能性の検証も含めて今後、詳細を検討して行きたいと考えます。</p>